

○立川市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成27年 3 月 31 日規則第12号

改正

平成29年12月 1 日規則第40号

立川市スポーツ推進審議会条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、立川市スポーツ推進審議会条例（昭和54年立川市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の選出区分)

第 2 条 条例第 2 条に規定する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会体育の関係者 3 人以内
- (2) 学校体育の関係者 2 人以内
- (3) 市民 2 人以内
- (4) 学識経験を有する者 7 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 1 人

(部会)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による部会の設置は、会長が立川市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に諮って定める。

2 条例第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定は、部会について準用する。

(会議録)

第 4 条 会長及び部会長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(委員の報酬)

第 5 条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第 2 号）別表の規定により日額10,800円とする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、産業文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。